株式会社日本エム・ディ・エム

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

当社は「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通じて、医療に貢献する」を経営理念としており、医療に関わる事業を展開することにより、社会的な使命・責任を果たすとともに、株主をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係の維持・向上のために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、コーポレートガバナンスの強化を目的とし基本方針（以下「本方針」という。）を策定する。

第１章 総則

第１条　（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、当社グループの企業価値を一層高めるため、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。

２　当社は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

(i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

(ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。

(iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

(iv) 独立社外取締役（監査等委員を含む）が意思決定の透明性・公正性を確保すべく中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による独立した客観的な立場から業務執行の実効性の高い監督を行う。

(v) 株主との間で合理的な範囲で建設的な対話を行う。

第２章 株主の権利・平等性の確保

第２条　（株主総会）

当社は、最高意思決定機関である株主総会が、株主との積極的かつ建設的な対話を行う場であるという考えのもと、株主が株主総会議案を十分に検討し、適切に議決権を行使できるよう、環境整備に努める。

２　当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、株主総会の招集通知を株主総会日の３週間前までに発送するとともに、発送日前までに当社ホームページ等に当該招集通知を開示する。

3　当社は、多様な株主に配慮して株主総会の招集通知の英訳を行うほか、インターネットによる議決権行使（機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームなど）を通じ株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境を整備する。

4　当社は、株主が株主総会において適切な判断を行うことに資するよう、有価証券報告書を定時株主総会開催日前に提出するとともに、株主総会開催日その他株主総会関連の日程を適切に設定する。

5　取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、その要因分析を行い、株主との対話などの対応の要否について検討する。

第３条　（資本政策）

当社は、株主価値の持続的な成長を実現する為に、成長に必要な投資とリスクを許容できる株主資本の水準を保持することを資本政策の基本的な方針とする。

2　当社は、資本コストを的確に把握した上で、株主資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標の一つと捉え、収益力及び資本効率の向上を目指す。

3　株主還元（配当）については、安定配当を基本方針とし、業績や成長分野への投資などを総合的に勘案し、柔軟に株主還元を行う。

4　取締役会は、設備投資、研究開発投資、人的資本・知的財産への投資、M&A・事業提携その他の外部投資及び事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の配分方針について主体的に審議・決定し、その妥当性及び実行状況を継続的に検証する。

第４条　（株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）

当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定める。これらの基本方針は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものでなければならない。

第５条　（関連当事者間の取引）

当社は、取締役、主要株主その他の関連当事者との取引について、その重要性及び性質に応じた審査・承認・報告の手続を定め、当社及び株主共同の利益が損なわれることのないよう適切に監督する。取締役の競業取引及び取締役と会社との利益相反取引については、法令に基づき取締役会の承認を得るとともに、実施後、重要な事実を取締役会に報告する。また、会社法、金融商品取引法等の適用ある法令及び東京証券取引所の規則に従い、関連当事者間取引を適切に開示する。

第３章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第６条　（行動規範及び内部通報）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創出のためには、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、当社の社会的責任を踏まえた「経営理念」に立脚した「役職員行動規範」その他の行動準則を定める。取締役会は、これらの行動準則が国内外の事業活動の第一線にまで浸透し、遵守されるよう、その運用状況を監督する。

２　当社は、従業員等が不正、コンプライアンス違反その他の懸念について不利益を被ることなく通報できる内部通報制度を整備し、経営陣から独立した窓口の設置、通報者の秘密の保持及び不利益取扱いの禁止を確保する。取締役会は、その運用状況を監督する。

第７条　（サステナビリティを巡る取組み）

当社グループは、事業を通じて持続可能な社会づくりに貢献することを目標としており、サステナビリティを巡る課題への対応が、当社の事業継続リスクの減少のみならず収益機会につながる重要な経営課題であると認識し、サステナビリティ委員会を設置し持続可能な社会の発展に向けた取り組みを積極的・能動的に推進する。

２　当社グループは、中長期的な企業価値の向上の観点から、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を別途定め開示する。

３　取締役会は、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行う。

４　当社は、現在企業年金制度を導入していないが、将来、企業年金制度を導入する場合には、受益者の安定的な資産形成及び当社の財政状態への影響を踏まえ、アセットオーナーとして適切な運用体制を整備し、その取組内容を適切に開示する。

第８条　（多様性の確保）

当社グループは、国籍、性別、年代、雇用形態などにかかわらず、様々な価値観や考え方を受け入れることにより多様な人材が活躍できる環境を整備する。

２　当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

３　当社は、多様性の確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針を定め、その実施状況と併せて適切に開示する。

第４章 適切な情報開示と透明性の確保

第９条　（リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示）

取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社グループのリスク管理、内部統

制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2　当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則に基づき重要事実を適時開示するとともに、株主を始めとしたステークホルダーにとって有用と考えられる企業情報を適時適切に開示することで、当社に対する理解促進と経営の透明性及び公正性の確保に努める。また、開示書類で必要とされる情報について、英語でも開示する。

3　当社は、自社のサステナビリティについての取組みについて開示する。なお、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD の枠組みに基づき開示する。

4　当社は、事業ポートフォリオについて経営戦略等の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等について説明する。

5　取締役会は、財務情報及び非財務情報を含む開示・提供情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、有用性の高い内容となるよう、情報開示の方針及び体制について適切に監督する。

第5章 コーポレートガバナンス体制と取締役会等の責務

第1節 コーポレートガバナンス体制

第１０条　（機関設計）

当社は、監査等委員会設置会社（かつ取締役会、会計監査人設置会社）を選択する。また、当社は指名・報酬諮問委員会を設置し、経営の公正・透明性を高めると共に、執行役員制度により、経営の監視・監督機能と経営の執行機能を分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図る。

第１１条　（取締役会の役割）

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を実現するため、法令及び定款で定められた事項ならびに経営戦略、経営計画及びこれらと整合する経営資源の配分方針などの経営に関する重要事項を主体的に審議及び決定する。また、その妥当性及び実行状況を継続的に検証するとともに、執行役員が行う業務執行に関し、適切なリスクテイクのための環境整備を行い、独立した客観的な立場から、執行役員に対する実効性の高い監督を行う。

2　取締役会は、当社グループのコンプライアンスの浸透とリスクマネジメントの確実性を高める観点から、内部統制や全社的サステナビリティ推進体制を整備し、内部監査部門やサステナビリティ委員会を活用しつつその運用状況を監督する。

第１２条　　（取締役会の構成）

取締役会の人数は 12 名以内とし、経営の監督の実効性を確保すべく、独立社外取締役を 1/3 以上の員数構成とする。

2　取締役会は、取締役会の全体としての知識、経験、見識、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスや当社の事業環境を踏まえた全体的バランスを配慮のうえ最善と判断されるメンバーにより構成する。

3　独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含める。

第１３条　　（取締役（監査等委員を含む）の資格及び指名手続）

取締役（監査等委員を含む）は、性別、年齢及び国籍に関わらず、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

2　当社は、別途定める「取締役（監査等委員を含む）候補者の指名を行なう際の方針と手続き」に従い、公正・透明性を高める観点から指名・報酬諮問委員会において公正かつ厳格な審議を経て、取締役会にて取締役候補者を決定する。ただし、監査等委員である取締役候補者については、第 20 条に定める手続による。

3　当社は、前項「取締役（監査等委員を含む）候補者の指名を行なう際の方針と手続き」を開示する。

第１４条　　（独立社外取締役の役割）

当社の独立社外取締役（監査等委員を含む）は、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営方針や経営の改善について豊富な自らの知見に基づき助言を行い、取締役の選解任その他の重要事項に対する取締役会の意思決定を通じた経営の監督や、当社と取締役・支配株主等との間の利益相反を監督すると共に、取締役会に対して独立、かつ、客観的な立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を反映させることを、その主たる役割とする。

2　独立社外取締役は、株主の希望及び対話の主な議題等を踏まえ、必要に応じて株主との建設的な対話に対応する。

第１５条　　（独立社外役員における独立性判断基準）

独立社外役員における独立性の判断については、独立性基準を別途定め、開示する。

第１６条　　（独立社外役員（監査等委員を含む）の他社役員の兼任）

当社の独立社外取締役（監査等委員を含む）は、当社の他に 3 社を超えて上場会社の取締役又は監査役を兼任してはならない。

第１７条　　（取締役会議長）

取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、取締役会においてあらかじめ定めた取締役を取締役会の招集権者及び議長とする。

2　取締役会議長は、社外取締役による問題提起を含む自由闊達で建設的な議論・意見交換を促進し、全ての議案について十分な審議時間が確保され、また、各取締役（監査等委員を含む）が適時に適切な情報を得られるよう、取締役会事務局と連携して取締役会を運営する。

第１８条　　（監査等委員会の役割）

監査等委員会は、株主からの負託に基づく独立の機関として、独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査・監督し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンスを確立する責務を負う。

2　監査等委員会は、前項の責務を果たすため、取締役等に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。

3　監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び監査品質を適切に評価し、会計監査人の選任、解任及び不再任並びに監査報酬に関し、法令に基づく権限を適切に行使する。

第１９条　　（監査等委員会の構成）

監査等委員会の員数は、定款で定める５名以内とし、うち過半数を社外取締役である監査等委員とする。また、財務及び会計に関する適切な知見を有する者を１名以上含むこととする。

第２０条　　（監査等委員の資格及び指名手続）

当社は、別途定める「監査等委員候補者の指名を行なう際の方針と手続き」に従い、監査等委員の選任は株主総会の決議によるものとし、監査等委員候補者の指名に際しては、選任基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬諮問委員会による答申ならびに監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において監査等委員候補者を決定する。

第２節 取締役会等の有効性

第２１条　　（指名・報酬諮問委員会の役割）

当社は、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置く。

2　指名・報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員を含む）候補者及び執行役員の選任ならびに取締役及び執行役員の解任について、取締役会に答申する。なお、監査等委員である取締役に関する事項については、会社法その他の法令に定める手続及び監査等委員会の権限を尊重して取り扱う。

3　指名・報酬諮問委員会は、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を監査等委員でな

い取締役及び執行役員の報酬に反映すべく、取締役会に答申する。

4　指名・報酬諮問委員会は、監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に答申する。

第２２条　（指名・報酬諮問委員会の構成）

指名・報酬諮問委員会の委員の過半数は独立社外取締役とする。

2　指名・報酬諮問委員会の委員長は独立社外取締役とする。

第２３条　（業績評価の指標）

取締役会は、指名・報酬諮問委員会とも適宜協議の上、取締役会、指名・報酬諮問委員会が代表取締役社長、各取締役及び各執行役員の業績評価をする際に用いるべき株主資本当期純利益率（ROE）その他の財務・非財務の経営指標及びその目標値を随時設定する。

第２４条　（後継者の計画）

取締役会は、代表取締役社長等の後継者育成が、当社が持続的に成長するための重要な課題のひとつであると認識し、指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を経た上で、代表取締役社長執行役員等の後継者の計画を定期的に見直す。

第２５条　（取締役（監査等委員を含む）、及び執行役員に対するトレーニング）

当社は、取締役（監査等委員を含む）、及び執行役員全員を対象として年 1 回研修を行い、取締役（監査等委員を含む）、及び執行役員に求められる役割と責務を十分に理解するための知識の習得や更新の機会を提供する。

2　新任取締役（監査等委員を含む）及び新任執行役員に対し、取締役（監査等委員を含む）及び執行役員の役割責務、受託者責任、法律知識に関するセミナーの受講や、当社グループの事業、財務、組織、業界、規制環境等についての知識を得る為のトレーニングへの参加機会を提供する。また、取締役（監査等委員を含む）及び執行役員に対し、継続研修として、適宜、業界に関する規制環境等の知識を更新する機会を提供する。なお、必要に応じ、外部セミナーへの参加等も行い、その費用については、役員の請求により当社が負担する。

第２６条　（取締役会の審議の活性化）

取締役会は、翌事業年度における年間取締役会開催予定日をあらかじめ決定し、予想される審議事項とともに取締役（監査等委員を含む）に通知する。

2　取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において建設的な議論が行われるよう、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役（監査等委員を含む）を含む各取締役に配付するとともに、必要に応じ事前説明を行うなど適正かつ十分な情報提供に努める。

3　取締役会議長は、各取締役の提案及び意見を踏まえ、取締役会事務局と連携して主要な審議事項を設定し、企業戦略、経営計画、経営資源配分その他の重要な議題について十分な審議時間が確保されるよう努める。

第２７条　（独立社外取締役（監査等委員を含む）による社内情報入手と支援体制）

当社の独立社外取締役（監査等委員を含む）は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

2　独立社外取締役は、他の独立社外取締役との間で独立した客観的な立場から情報交換・認識共有を図るとともに、必要に応じて経営陣との連絡・調整及び監査等委員会との連携を図る。

3　内部監査室は、各部門の業務執行状況の監査を実施し、その結果を定期的に、取締役会に報告する。

4　当社は、社外取締役（監査等委員を含む）の適切な職務遂行を確保すべく、適切な予算を付与するとともに、取締役会事務局、監査等委員会事務局を設置する。

第２８条　（取締役会の実効性の評価）

取締役は、取締役会の実効性について事業年度毎に自己評価を行い、その結果を取締役会に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価等に基づき、毎年、経営戦略・経営計画の実行・実現に向けて取締役会が発揮すべき機能を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

2　取締役会は、前項の分析・評価により認識された課題について改善策を定め、その進捗を継続的に確認する。

第３節 報酬制度

第２９条　（監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬等）

取締役会は、監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会による答申を踏まえ、監査等委員でない取締役の報酬等については株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、また、執行役員の報酬等については取締役会で決定した方針に基づき、取締役会にて決定する。

2　監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系とする。なお、業務執行を担う取締役及び執行役員の報酬等は、同方針に基づき、固定額の基本報酬と、短期及び中長期の業績と連動する業績連動報酬で構成する。

3　監査等委員でない独立社外取締役の報酬等は、独立性確保の観点及び非業務執行であることから固定額の基本報酬のみとする。

第３０条　　（監査等委員である取締役の報酬等）

監査等委員である取締役の報酬等は、独立性及び監査・監督機能の確保の観点から、固定額の基本報酬のみとする。各監査等委員である取締役が受ける報酬等の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査等委員である取締役の協議をもって決定する。

第６章 株主との対話

第３１条　　（株主との対話）

取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を検討・承認する。当社は、当該方針を別途定め、開示する。

第７章 制定・改廃

第３２条　　（制定・改廃）

本方針は、取締役会の決議により制定・改廃する。

制定・改定履歴

2015 年 12 月 1 日　初版策定
2020 年 6 月 19 日　改定
2026 年 6 月 19 日　改定
2026 年 10 月 23 日改定

以上

（別紙）独立役員にかかる独立性判断基準

1. 以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は独立性を有するものと判断する。
 (1) 当社または当社の関係会社の業務執行者である者、または過去において業務執行者であった者。またその者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）
 (2) 当社または子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、または重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。また、その者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）
 (3) 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、または重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
 (4) 現在、当社または子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者。
 (5) 法律事務所、監査法人、税理士事務所、コンサルティングファーム等であって、当社または子会社を主要な取引先とする法人の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。またその者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）
 (6) 最近3年間において、当社または子会社からの多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタント等の個人である者。またその者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）
 (7) 当社または子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、または重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。

2. 当社は、取引先または寄付金等について、以下の基準を充足する場合には、当該独立役員の独立性が十分に認められ、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれが無いものと判断し、「主要な取引先」ないしは「多額の寄付金等」に該当しないものとする。
 (1) 取引先との取引金額が売上高の2%未満
 (2) 寄付金等は年間1,000万円未満

株式会社日本エム・ディ・エム取締役会